

豊田市駅周辺 ユニバーサルデザイン基本構想

ユニバーサルデザイン基本構想とは

交通バリアフリー法

「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を、通称「**交通バリアフリー法**」と呼びます。この法律は、高齢者、身体障害者、その他妊産婦などの方の、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、バリアフリー化を推進することを目的として平成12年に施行されました。

この法律のもと、市町村では、乗降客数5,000人／日以上の駅などを中心とした地区（「**重点整備地区**」）について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、地区内におけるバリアフリー化のための方針や、実施する事業等を盛り込んだ「**基本構想**」を作成することができます。

ユニバーサルデザイン

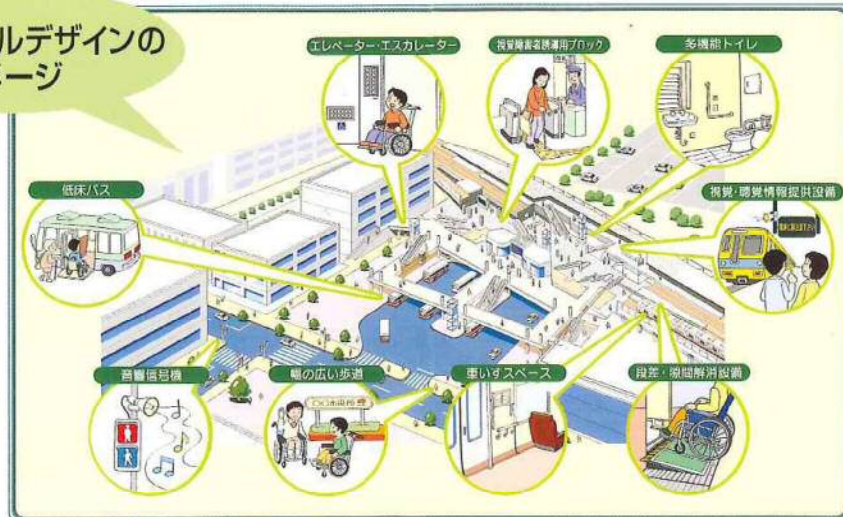
「**ユニバーサルデザイン**」とは、すべての人が使いやすいデザインのことで、つまり、年齢、性別、国籍、身体状況などに関係なく、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスなどをつくろうとする考え方です。

高齢者や身体障害者を対象にし、障害を取り除くことを重視した「**バリアフリー**」に対して、すべての人を対象にし、便利で安全な環境づくりを目指す「**ユニバーサルデザイン**」は、バリアフリーより発展した考え方であると言えます。

ユニバーサルデザイン基本構想

豊田市では、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定するにあたって、高齢者や身体障害者の方に限らず、豊田市を訪れるすべての人が快適に過ごせる環境づくりを目標としています。そこで、これまでに進められている関連計画を踏まえつつ、**ユニバーサルデザインの視点から基本構想を策定**しました。

ユニバーサルデザインのイメージ



基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は**2010年**（平成22年）とします。
この構想は必要に応じて見直します。

基本構想策定の経緯

基本構想の策定にあたっては、幅広い意見が取り込めるよう、**基本構想策定委員会**を3回開催し、学識経験者、事業者、行政が一体となって内容の検討、協議を行いました。

また、委員会で検討を進めるにあたっては、身体障害者の方、市民講座の受講者、中学生等が参加する**ワークショップ**を開催し、駅や道路等の問題点を現地調査しました。さらに、一般市民の方を対象に豊田市駅周辺に関する**街頭アンケート調査**を行い、駅や道路等の問題点を聞き取りました。

ワークショップやアンケート調査等によって市民意向を把握した上で、委員会で検討し、基本構想を策定しました。



街頭アンケート



市民ワークショップ



中学生ワークショップ

基本構想の目標

■基本理念

安全・安心・快適なユニバーサルデザインのまち
—すべての人が暮らしやすく皆が集まるまちづくり—

■基本方針

1 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

地区内のバリアの除去により、誰もが自立した社会生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン化を推進し、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。

2 訪れる人にやさしく回遊しやすいまちづくり

初めて訪れる人でもわかりやすい情報提供と、移動しやすい歩行空間の整備を促進し、皆が集まる魅力あふれるまちづくりを進めます。

3 地域特性に応じた整備の推進

豊田市は、自動車利用が多いという交通特性を持っているため、自動車と歩行者の共存や障害者用駐車場の確保・マナー向上などに配慮します。

4 総合的、横断的な移動の円滑化の推進

各施設ごとの整備にとどまらず、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等、関係機関相互で協議し、市民とも共働して、効果的かつ効果的な移動円滑化を実施します。

5 利用者のモラル向上や助け合いなど心のバリアフリーの推進

市民一人ひとりの理解と思いやりの心を育てる意識啓発に取り組み、心のバリアフリーを推進します。

ユニバーサルデザイン整備構想

名古屋鉄道豊田市駅

- 改札外の多機能トイレを活用することとし、案内・誘導を行います。
- 既設エレベーターの安全性確保に努めます。
- 通路などが滑りやすい時には、注意喚起を行います。
- 誰にでもわかりやすいサイン施設の整備を推進します。
- 有人窓口で駅係員が常時対応し、誰もが乗車券を購入しやすい環境づくりを行います。
- 安心して利用できるよう駅係員による対応の向上に努めます。



乗車券購入には駅係員が窓口で常時対応します。

愛知環状鉄道新豊田駅

- 改札外の身障者対応トイレを活用することとし、案内・誘導を行います。
- ガイドラインに沿ったエレベーターの整備を推進します。(平成15、16年度整備)
- ホームの嵩上げを行い、車両とホームの段差を解消し、水平移動のバリアフリー化を推進しました。(平成15年度完了)
- 誰にでもわかりやすいサイン施設の整備を推進します。
- 有人窓口で駅係員が常時対応し、誰もが乗車券を購入しやすい環境づくりを行います。
- 改札内の明るさの確保に努めます。
- 安心して利用できるよう駅係員による対応の向上に努めます。



〈新豊田駅〉
ホームの嵩上げ
を行い、車両と
ホームの段差を
解消しました。

鉄道車両

- 名古屋鉄道では、車いす使用者用の乗降設備を備え、職員が常時対応します。
- 愛知環状鉄道では、2005年9月(愛知万博終了後)に、車いす専用スペース、車いす対応トイレ、社内表示器、ドアチャイム等、バリアフリー対応車両に統一します。



〈豊田市駅〉
車いす使用者用の
乗降設備を備え、
駅員が常時対応
します。

バス車両

- 低床車両の導入を推進します。
- 利便性向上のため、カードシステムの導入を推進します。

バス乗降場・駅前広場

- バス乗り場までの上下移動を減らし、段差等を解消することで、安全な移動と、その連続性、快適性を確保します。
- 誰にでもわかりやすいサイン施設の整備を推進します。
- キス・アンド・ライド用の停車スペースを確保します。
- デッキ下の明るさの確保に努めます。

特定経路

歩道

- ゆとりある歩道幅員の確保を推進します。
- 段差・勾配の解消や、路面改良により、安全な歩行空間の確保を推進します。
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設、及び改良を推進します。
- 横断歩道や音響信号を設置するなど、誰もが安全で円滑に横断できるよう整備を行います。
- 沿道の店舗などと共働しながら、違法駐車や商品のはみ出しへの対応施策を推進します。
- 誰にでもわかりやすいサイン施設の整備を推進します。
- 安全に通行できるよう、明るさを確保します（デッキ下など）。
- 誰もが安心して回遊できるよう、休憩施設の整備を推進します。
- 歩行空間の快適性を高めるため、良好な都市景観形成に努めます。
- 事業者のバリアフリーに対する継続的な教育・訓練や、市民への意識啓発等を行い、心のバリアフリーを推進します。



有効幅員2m以上で、できるだけ広く確保し、セミフラット型歩道など、段差や勾配の小さい構造にしていきます。

ペDESTリアンデッキ

- エレベーターやエスカレーターの改良及び設置を行い、移動円滑化を推進します。
- 安全かつ安心して通行できるよう階段手すりの改良を推進します。
- 雨の日でも快適に通行できるよう、シェルターの設置や、滑りにくい舗装材への改良等を推進します。



ペDESTリアンデッキのエレベーターやエスカレーターを、改良・設置します。

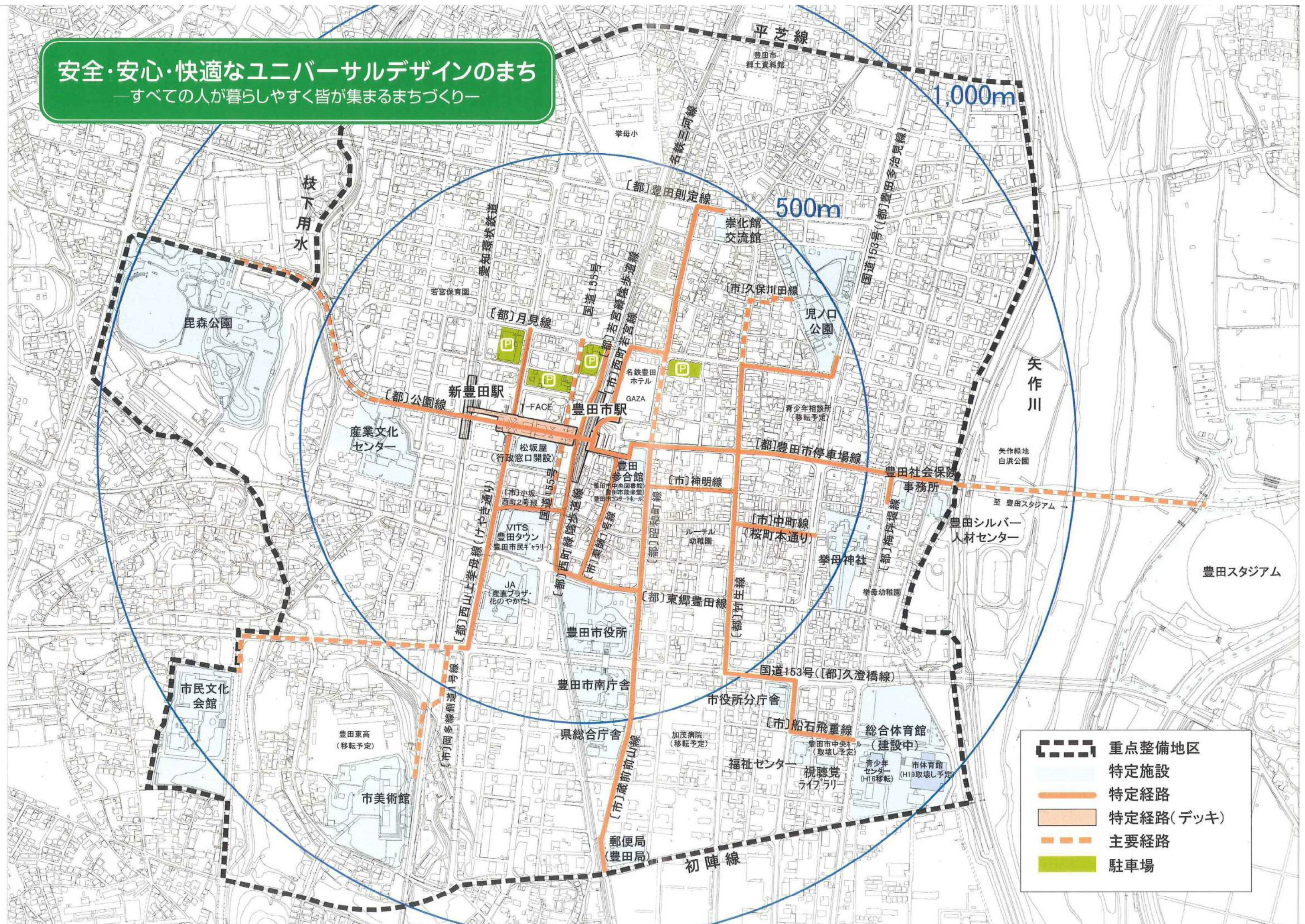


豊田市駅周辺のペDESTリアンデッキのシェルター整備を推進します。

主要経路

- バス等によるアクセス性の向上に努めます。
- 2m以上の歩道の確保が困難な経路については、歩車共存施策や段差の解消など、できる限りの改良を行い、良好な歩行空間の形成に努めます。

—すべての人が暮らしやすく皆が集まるまちづくり—



基本構想の実現に向けて

1

継続的かつ積極的な改善

この基本構想が一過性の取り組みで終わることのないよう、策定後も事業の着実な実施、評価、改善を図り、**継続的かつ積極的な質の向上**を図る必要があります。

今後、整備を行うにあたり、高齢者、障害者などの利用者のニーズにあった整備を行うために、できる限り事業の準備段階から利用者の参加を得て実施することとします。

2

特定事業の実施

各特定事業を進めていくために、基本構想に従い、公共交通事業者、道路管理者、警察が協議し、調整を図りながら「**特定事業計画**」を定めていくこととします。

3

重点整備地区以外の対応

この基本構想では、名鉄豊田市駅・愛環新豊田駅周辺を優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区として策定していますが、最終的な目標としては、本市の**まち全体のバリアフリー化**にあります。今後、名鉄浄水駅や土橋駅周辺など土地区画整理事業や道路整備事業を行う際には、本基本構想の基本理念と基本方針の考え方に沿った整備を行っていきたいと考えています。

4

関係者の取り組み姿勢

この基本構想に示す施策の中には、歩道上への違法駐車や放置自転車、商品の歩道上へのはみ出しへの対応など、管理者や事業者だけの取り組みでは実現が困難なものもあります。国・県を含めた行政機関の支援を受けながら、高齢者・障害者等、商店街や地域、NPO等の市民組織、企業、個人の市民など様々な人が**共働、参画、交流、連携**の活動を行い、全市的な取り組みとしてバリアフリー環境の実現を目指していきたいと考えています。

今後の流れ

H16

基本構想の公表（第6条8項）

国への報告

H16～

特定事業計画の策定

市民への広報

公共交通
特定事業

道路
特定事業

交通安全
特定事業

連絡協議会の開催・
関係者間の協議・調整

事業計画の調整

～H22

事業計画に基づく事業の実施

お問い合わせ

豊田市 都市整備部 都市計画課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

Tel. (0565) 34-6620 Fax. (0565) 32-9479

ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

メールアドレス toshikel@city.toyota.aichi.jp